

農地法関係申請書添付書類（問合せ先:丹波篠山市農業委員会事務局 TEL:079-552-6909） R8.4～

3条・適格者証明	新規就農 4条または 2a未満届出	5条・適格者証明	非農地	農業者経営移譲年金	形状変更	◎留意事項 ①申請書は毎月5日(※休日の場合は前日)までに提出して下さい。 ②3条申請等市農業委員会許可にかかる許可書等は、農業委員会開催日(※毎月22日、土日祝日の場合は翌日)以降概ね1週間以内に発行します。 ③登記事項証明書・字限図・住民票の写し・資金証明等は、発行後3ヶ月以内のものを添付 ④4条(2a未満届出を除く)及び5条申請…… 正本(原本)2部提出 ⑤上記以外の申請書…… 1部提出(但し、2a未満届出については届出表紙のみ2部提出) ⑥●…必ず添付、○…必要に応じて添付、☆…2部の内1部コピー可 ⑦3条申請で申請者が市外在住の場合は、住所地の耕作証明書、農地基本台帳写(原本証明)、農作業従事計画書が必要となります。 ⑧地域計画区域内の場合、転用(農業用施設用地、一時転用以外)申請前に変更公告要	
						添付書類	摘要
●	●	●	●	●	●	☆ 土地登記簿謄本	神戸地方法務局柏原支局
●	●	●	●	●	●	☆ 住 民 票	市役所市民課総合窓口または各支所窓口 ※3条(譲受人)は世帯全員、その他は申請者のみ(受人・渡人共) (注)受人:続柄記載が必要 渡人:土地登記簿謄本記載住所と一致するもの ※法人の場合は法人登記簿謄本・定款・印鑑証明書
●	●	●	●	●	●	☆ 位 置 図	丹波篠山市全体図
●	●	●	●	●	●	☆ 見 取 図	申請地付近が具体的に分かるもの
●	●	●	●	●	●	☆ 公図(字限図)	神戸地方法務局柏原支局
	●	●			●	☆ 公図(字限図)の写し	公図をコピーし、申請地隣接地の地目、所有者名(耕作者名)、里道(赤線)、水路(青線)を明記してください。
	○	○			○	事業計画書	
	●	●			●	☆ 事業計画図	造成計画図(進入路、用排水施設)・現況計画断面図 土地利用計画図(配置場所の明示)・建築計画図(立面図・平面図)
	●	●				☆ 見 積 書	造成工事費・建築費等
	●	●				☆ 資金証明書	自己資金の場合・・・残高証明書等 借入れの場合・・・融資証明書等
●	●	●		●	同意書		自治会長、水利代表、土地改良区理事長等(※必要に応じて)
				●			自治会長、農政協力委員
	●	●		●			隣接農地の所有者(耕作者)
	●	●		●			里づくり協議会 (野中、北野新田、日置、黒田、野間、垂竹、味間奥、今田町上立杭、宇
●	●	●		●	●	誓 約 書・確 約 書	
	○	○				事前協議回答書(写) 開発行為許可申請(写)	500㎡以上の開発行為の場合→市役所地域計画課 ※別紙資料参照
	○	○			○	県環境条例	1,000㎡以上かつ1m以上の造成工事を伴う場合 →県民局環境課
	○	○			○	盛土規制法許可申請書(写)	盛土・切土をする場合
	○	○			○	始 末 書(経過)	既転用の場合
			●			証 明 書	自治会長の証明
○				●		固定資産課税評価明細書(写)	市役所課税課固定資産税係(※固定資産評価証明書写し可)
○	○	○		●		貸借契約書(写)	有償の場合は賃貸借契約、無償の場合は使用貸借契約
○				●		耕作従事証明書	農政協力委員の証明(過去3年以上耕作の確認)
○				●		農業経営誓約書	
○	○	○	○	○	○	合意解約申し出書	小作契約がなされている場合
○						作業委託契約書等写し	作業委託されている場合 (作業委託の内容が分かる書類:領収書、請求書、作業明細等)
※●						営 農 計 画 書	※新規就農のみ
	○	○				契 約 書(写)	一時転用の場合(発注者→請人、請人→下請け等)
	○	○				工 程 表	期間が3か月以上の場合及び一時転用の場合(農地復旧の工程まで記載のあるもの)
	○	○				農地への復旧確約書	一時転用の場合(時期、費用負担の明記)
※●		※●				通 知 書(写)	※3・5条適格者証明のみ 裁判所からの通知書写し・物件目録等
	○	○			○	官民有地境界協定書(写)	転用地内に里道水路がある場合
	●	●	●			☆ 農振農用地・地域計画照合記録簿	市役所農政政策課(※農業用施設用地の場合は証明要)
●	●	●	●	●	●	現 況 写 真	二方向から全体がわかるよう撮影・申請地を赤書きし囲む
	●	●				用地選定理由書	用地選定箇所の地図添付